

年爲元年と通鑑にみえたり、十七年をふた、び元年となし、は傾きし日の再午時にかへりしにかたどれる也。さて景帝は三元、武帝は十一元、三元は即位元年、中元年後元年といふ、中後とは後よりいふ稱にて、その時は三ツともに同じ元年、二年なれば、事に臨みてまぎらはしかりけむ。武帝にいたりては、玄ばくの改元なるに、名字なくては紛はしき故、建元、元光、元朔、元狩などやうに、年の名號を設けし也。いづれも吉祥をまねき、凶災を避るわざにて、和漢これをうけつぐ事なり。明世祖より、かの國は一帝一元なり。から書よむ輩、これをいみじき事にほめの、しる。されどこれはいとしもなし。一帝一元がめでたくば、某皇帝初年二年にて事たれり。年號は何の料ぞや、漢文の惑をさとりて、漢武の蹤をふむ、をご事なり。何のほむる事かはあらん。

〔秋齋間語 四〕年號の下の字元の字なれば、元年と書事まざらはし、それゆへにや元史二百八に、世祖之至元一年と書たるはおもしろし。

〔梅園日記 四〕至元一

鹽尻に下に元の字ある年號の歲をば、一年と書べきにや、元史二百八に、世祖の至元一年とあり、秋齋間語にあり亦此說あり。按するに、元史是より前百三十一失傳亦黑迷にも、至元一年、入備宿衛、九年世祖命使海外入羅寧國と見えたり。されども卷五世祖至元元年紀には、八月丁巳、改中統五年爲至元元年とあり、必一年と書べきならば、爰にこそ記すべきを、さらぬにて鹽尻の説はうけがたきを知るべし。世祖紀の外にも、至元元年の文、諸志諸表諸列傳中に多く出たり、又八十七百官二に、至大一年始置諸物庫とあれば、一年と書も、至元に拘りたるにはあらざるを玄るべし。